

広島県水道広域連合企業団告示第 17 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定により、広島県水道広域連合企業団の業務に係る収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 3 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

区 分	名 称	取扱事務の範囲
収納取扱金融機関	ひろしま農業協同組合	竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業